



「公的」をかたった投資被害回復の勧誘

数年前に未公開株の投資被害に遭っている。先日、「国民消費生活センターが、過去に未公開株の投資被害に遭った人に対して被害回復の手続きを案内している。申請書類の記入が必要であり、手続きを担当する機関から書類送付について連絡させる」との電話があった。後日、経済再生機構と言う機関から「これまで救済されなかった被害者を投資詐欺救済制度に基づいて、被害金の回復を支援することになった。書類を送付するので必要事項を記入してほしい」と電話があった。信用できるのだろうか。



過去に未公開株や社債、ファンド型投資商品などで経済的損失をうけた消費者に対して公的な被害救済制度があると信用させ、公的機関のような名称をかたって勧誘する投資の二次被害の相談が、高齢者を中心に目立っています。

この相談の「国民消費生活センター」という名称の公的機関は存在しませんし、相談者がメモしていた電話番号にセンターから電話をかけてみましたが全く応答はありませんでした。

全国の消費生活センターからの相談を集約している「独立行政法人国民生活センター」（正式機関です）の発表によると同種の手口で勧誘を行っていると思われる事業者の名称は「経済再生機構」「犯罪被害回復機構」「国民生活再生機構」「地域経済保険機構」で、これら4者の所在地としている住所を現地確認したところ、当該者は存在していなかったとのことです。

この相談のように公的機関を思わせる複数の機関が登場して消費者を安心させ、勧誘する手口は劇場型勧誘ともいえるでしょう。相談者には、公的な救済制度を思わせる形式の書類が届いてもあわてて手続きをせず、すぐセンターに相談するよう助言しました。

なお、国のおもな被害回復制度について次の二つを参考とし

て挙げておきます。

▽国の被害回復制度

①被害回復分配金制度（振り込め詐欺救済法）

被害者が振り込んだ先の預貯金口座を金融機関が凍結(取引停止)し、預金保険機構が預貯金債権にかかる失権公告を行った後に、当該口座の残高が残っている場合に当該残高を原資として申請した被害者に分配するもの。被害者は当該金融機関に申請をおこなう必要がある。(詳細は預金保険機構のホームページ<http://www.dic.go.jp/>)

②被害回復給付金制度（犯罪被害財産等による被害回復金の支給に関する法律）

組織的に行われた詐欺罪、出資法違反等の犯罪行為に関する刑事裁判において犯人から没収した「犯罪被害財産」等を、検察官が「給付資金」として保管し、刑事裁判で認定された財産犯罪等の犯罪行為の被害者に「被害回復給付金」を支給する。(詳細は法務省のホームページ<http://www.moj.go.jp/>)

誰でも被害を回復したいもの。信頼できそうな？電話があっても、絶対にうのみにせず、すぐ消費生活センターに相談してください。